万慧达知识产权
WANHUIDA INTELLECTUAL PROPERTY
北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

「曙光」事件から見る「その他不正手段」条項適用の例外及びこれに対応する新法改正のポイント

2026 年 4 月 28 日、北京知識産権法院は、「曙光」商標の無効宣告に係る行政紛争について判決を下した。この事件では、原告が先に使用し一定の営業上の信用を獲得していた係争商標については、当該商標の元登録名義人の他の商標登録行為を理由として、その登録可能性を否定すべきではないと判断した。そして、当該商標は 2001 年「商標法」第 41 条第 1 項の定める事由には該当しないと認定し、国家知識産権局の無効審決を取り消した。[1]

人民法院は、係争商標の元登録名義人が、他人の著名ブランドと同一又は類似する商標を複数出願・登録していたとしても、係争商標自体には、強い識別性又は知名度を有する他人の商標を複製・模倣したものとは認められないと判断した。

また、広州曙光医学美容医院有限公司（以下「広州曙光公司」という）は、係争商標の出願日前に、既に病院等の役務について「曙光」商標を先使用し、一定の知名度を有していた。さらに、係争商標の登録が認められた後も、同社は被許諾者として「曙光」商標の宣伝及び使用を継続し、「曙光」商標の営業上の信用の蓄積に寄与してきた。そのため、同社による係争商標を譲り受けたことは、実際の使用の必要性に基づく正当な行為であったと認定された。そして、人民法院は、本件においては、もはや係争商標の元登録名義人の他の商標登録行為を理由として、本件係争商標の登録可能性を否定すべきではなく、それにより広州曙光公司が「曙光」商標について多年にわたり蓄積してきた営業上の信用を失わせるべきではないと判示した。

本件は、「華凌」事件[2]に続き、人民法院が「その他不正手段」条項の適用基準について再び重要な突破を図ったものである。すなわち、商標譲受人の譲受け前の先使用及び譲受け後の使用状況を考慮し、法律を機械的に適用することなく、個別事案において悪意の先取り出願の抑止と既存の商業的成果の保護との間の利益衡量を示したものであり、商標の使用により形成された営業上の信用の保護を重視する新「商標法」の趣旨と一致する。

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

一、裁判の要旨

商標権無効宣告制度における「その他の不正手段により登録を取得した」場合の認定は、その規制の対象を区別して判断すべきである。係争商標の元登録名義人の名義下で、大量の商標を囲い込む行為や他人の著名ブランドへの便乗する行為が存在していたとしても、商標の譲受人が実際の使用を目的として当該商標を譲り受け、かつ、出願日前に既に当該商標を先使用して一定の知名度を有しており、譲受け後も継続的に経営資源を投入して使用を続け、当該商標の営業上の信用の蓄積に実質的に寄与していた場合には、元登録名義人の不当な行為のみを理由として、当該商標の登録可能性を否定すべきではない。

商標法第 41 条第 1 項の規制目的は、悪意の先取り出願及び商標の囲い込みによる利得行為を取り締まることにあり、善意の譲受人が実際の使用により蓄積した適法な営業上の信用の形成を阻害することではない。

二、 解説

１．「悪意」が先取り出願の側にあり、「善意」が先使用の側にある場合、法律はいかに判断すべきか。

「商標法」第 44 条第 1 項の「その他の不正な手段により登録を取得した場合」との規定は、その起源を遡れば 1993 年「商標法」第 27 条に由来する。すなわち、「既に登録された商標が、本法第 8 条の規定に違反する場合、又は欺瞞的な手段その他不正な手段により登録を取得した場合には、商標局は当該登録商標を取り消す。その他の組織又は個人も、商標評審委員会に対し当該登録商標の取り消しを請求することができる。」というものである。

当時、この規定が設けられた目的は、一方では虚偽によって商標登録を取得する行為を規制するためであり、他方では、他人が長年使用し一定の営業上の信用を有する商標を不正な手段により先取り出願し、不法な利益を得ようとする行為を規制するためであった。つまり、同条項が当初に設けられた目的の一つは、現在の商標法第 32 条が規定する先取り出願の問題を解決することにあった。

現在、商標権確認事件において、この条項は主として悪意による商標の大量囲い込みや他人の著名な標識の大量先取り出願等の不正行為を取り締まるために用いら

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

れており、商標の悪意登録を規制するための「包括的な絶対的拒絶理由条項」として位置づけられている。しかし、この条項の制度的機能は、その創設当初においても、また現在の司法実務においても、真の権利者の保護を排除するものではない。もし立法趣旨から離れ、商標の囲い込みや先取り出願の背景を有する出願人が登録したすべての商標に対して一律に同条項を適用してこれを否定されるのであれば、真の権利者による私的救済の努力を軽視し、その適用範囲を不当に拡張することとなる。その結果、かえって悪意ある商標登録行為を規制する制度本来の趣旨から逸脱するおそれがある。したがって、個別事案ごとの判断及び実質的審査の原則を堅持すべきである。

一方では、悪意ある主体が大量出願によって公共資源を不当に侵奪することを防止しつつ、他方では、ある主体の過去の行為のみを理由としてその主体が有するすべての登録商標を「連帯的に否定評価」を行うことは避ける必要がある。そうしなければ、個々の商標が有する実際の使用実績及び現実の市場価値が見過ごされてしまうことのないよう留意しなければならない。

本件の核心的価値は、商標法の「その他の不正な手段」条項の適用における重要な難題に対して、一つの回答を示した点にある。すなわち「悪意」が先取り出願の側にあり、「善意」が先使用の側にある場合に、法律はいかに判断すべきなのかという問題に応えた点にある。

本件判決の判断は、規制対象を区別したうえで、係争商標の実際の使用状況を考量することであった。人民法院は、善意の先使用者及び善意の譲受人（本件においては同一の主体）の適法な営業上の信用を保護し、元登録名義人の不当な行為を理由として善意の譲受人の多年にわたる事業活動と経営努力が無に帰することを認めなかった。これは、公共利益の保護と私的権利の保護との均衡という問題に対する司法上の考慮を体現している。

２．「善意の譲受け」と「本来の権利者への回帰」は、「その他の不正な手段」条項の適用を排除し得るか。

「善意」及び「本来の権利者への回帰」をいかに認定するかが、本件判決における鍵である。仮に譲受人が善意で商標を譲受け、善意で使用していることを証明し得たとしても、原則として、それだけで商標の出願行為の不当性が変わるものでは

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

ない。このような認定ロジックの合理性は、次の点にある。すなわち、悪意の登録名義人が商標を第三者へ譲渡することによって、その商標を「ロンダリング」をすることができるすれば、商標法による悪意の先取り出願行為の規制の効果が弱められ、「先取り出願し、その後に譲渡する」という利益獲得モデルが形成され、商標登録秩序が著しく混乱することになるからである。したがって、単に善意の譲受の事実のみでは足りず、客観的な市場の実績をさらに総合的に考慮する必要がある。特に重要なのは、権利者が先使用に係る商標の使用者に該当するか否か、商標の譲受け後に長期・継続的かつ真正な使用を通じて、当該商標と市場との間に安定した識別関係が形成されているかどうか。そして、独立して保護に値する営業上の信用が蓄積されているか否かを審査することである。これらの条件が満たされて初めて、当該商標が「先天的瑕疵」により一律に無効とされる「連座」を免れ得るのである。

本件では、人民法院は、まず係争商標と元登録名義人が保有していたその他の商標とを区別して評価し、「曙光」商標自体が他人の著名商標への便乗又は模倣に該当するものではないと認定し、その登録を当然に否定するべき根拠は存在しないと判断した。

次に、人民法院は、出願日前後における原告の「曙光」商標に対する継続的かつ大量の使用の事実を踏まえ、その譲受け行為が現実の経営上の必要性に基づくものであり、かつ継続的な使用の過程において保護に値する営業上の信用を既に形成していたと認定した。その上で、人民法院はさらに、営業上の信用の帰属及び市場における識別関係の観点から、「曙光」ブランドが有する営業上の信用は、本来、先使用し一定の知名度を獲得してきた主体に帰属すべきものであると判断した。もし、登録段階における争いが存在することを理由に譲渡後の商標を無効とすれば、既に形成された営業上の信用は本来の権利者のもとへ「回帰」できず、かえって帰属先のない状態又は不適切な帰属状態に置かれ続けることになる。

本件判決は、商標の有効性を認めることで、商標が蓄積した営業上の信用と権利主体との実質的な一致を実現したものである。

制度の観点から見れば、商標の移転（権利の本来あるべき主体への帰属）は、近年、我が国の立法及び実務における重要な関心事項となっている。まず、「パリ条約」第 6 条の 7 では、「同盟国の法律が許容する場合、当該商標の所有人は、当該

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、当該代理人又は代表者がその行為の正当性を証明した場合は、この限りでない。」と規定している。また、2020 年の「民法典」第 157 条では、既に「民事法律行為が無効とされ、取り消され、又は効力を生じないことが確定した場合、その行為により取得された財産は、これを返還すべきである。」と規定している。さらに、2023 年に公表された「商標法改正草案（意見募集稿）」第 45 条もまた、代理人による先取り出願や先使用に係る権利の侵害等の特定の場合において、先使用に係る権利者が登録商標を自己の名義へ移転することを請求することを許容する旨を打ち出している。最終的に成立した新商標法にはこれを条文として取り込むには至らなかったものの、当該制度設計は、立法レベルにおいて権利を本来の権利者へ帰属させる価値を認めていることを示すものである。また、ブランドの先使用に係る権利者が、市場取引を通じて商標を譲り受けることも、現行法の枠組みの下で権利を本来の権利者への帰属を実現する合理的な私的救済手段であるといえる。

司法実務においても、個別の事例では、係争商標が不当な登録であると認定された場合に、係争商標が既に真の権利者へ帰属している以上、もはや無効宣告を行う必要はないとする事例が存在する。

前述の「華凌事件」のほか、同様のものとして「愛妻事件」[3]や「Laduree 事件」[4]等がある。人民法院は、これらの判決において、当事者の私的自治を尊重し、先取り出願された商標を真の権利者へ移転することを認めた。このような取り扱いは、権利者の新規の出願登録コストを低減し、行政審査及び司法手続きに要する資源を節減するのみならず、当事者間の紛争を実質的に解決し、市場経済秩序の安定を維持することができる。これは、機械的に一つの商標を無効とするよりも、より大きな社会的価値を生み出すものである。

３．新「商標法」における「その他の不正手段」条項の改正及び本件司法判断の論理と立法との良好な相互作用

2027 年 1 月 1 日に施行される新「商標法」では、商標登録の要件を規定する専用の一章（第二章）を新設した。これに伴い、現行法において登録商標の無効宣告に関する章に置かれている第 44 条第 1 項「その他の不正手段」と第 4 条「使用を目的としない悪意の出願」を新法第 19 条として統合された。

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

この改正により、同規定は従来の無効宣告事由にとどまらず、商標の登録適格性を有するか否かを判断するための事前審査条項へと位置づけが変更された。すなわち、不正な商標登録に対する規制が、登録後の無効宣告段階から登録審査段階へと前倒しされることとなり悪意による商標の大量の囲い込みの余地をその発生の段階から抑制する仕組みが強化された。その結果、本件の元登録名義人のような数百件に及ぶ商標出願を行う行為は、新法においては認められなくなることとなる。

新法の施行後は、「その他の不正手段により登録を取得した」という条項の適用は、より精緻なものとなることが予想される。すなわち、悪意の商標の囲い込みを行う者は、もはや商標の登録を受けられない、あるいは登録後に無効宣告されるだけにとどまらず、行政処罰をも受けることとなる。これに対し、善意の使用者が実際の事業活動により蓄積した営業上の信用は、立法と司法の二重の保護の下で、これまで以上に十分に尊重されることとなる。

「登録」は、なお権利取得の出発点であるが、「使用」は、権利の維持及び保護を受けるための実質的な要件となりつつある。商標法が一貫して保護してきたのは、登録商標が真実かつ継続的な使用により蓄積された営業上の信用であり、安定した消費者の認識及び市場の事業者による長年の事業努力である。これが「曙光」事件判決の根底にある価値観であり、また、商標を「使用」という本質へと立ち帰らせ、登録制度を真実の事業活動に資するものとするという、新「商標法」の改正が示す価値の方向性を体現するものである。

三、最後に

従来の考え方は、商標が登録段階において「不正な手段」を有する以上、その「先天的瑕疵」は治癒することができず、その後に譲渡が行われたとしても、その効力を維持することは困難であるとするものであった。しかし、本件は、「その他の不正手段」条項の適用において新たな突破を図ったものであり、人民法院は、登録段階の行為のみをもって商標の効力を否定するのではなく、権利の移転の前後における実際の使用状況及び市場の実態へと考察を転換したのである。

また、立法目的を目指しつつ、商標の継続的使用により形成された市場における識別関係及び営業上の信用の基礎を重視した実質的評価を強調し、商標が「本来の権利者のもとへ回帰した状態」を実現したことを確認した上でこれを保護すること

北京市海淀区中关村南大街一号友谊宾馆颐园写字楼
Yiyuan Office Building, Friendship Hotel
1 Zhongguancun Street South, Haidian District, Beijing 100873
T: (86) 10 6892 1000 | F: (86) 10 6894 8030 | E: whd@wanhuida.com

により、悪意による商標登録に対する規制と善意の市場参加者の長年の事業活動を通じて築き上げてきた成果の保護との間の均衡を実現したものである。

四、引用判例

[1]（2025）京 73 行初 24183 号

[2]（2025）京行終 2669 号

[3]（2021）京行終 3933 号

[4]（2018）京行終 6281 号

著者： 丁金玲、張琰琳

© 万慧達知識産権　2026 年